

こんなときは忘れずに手続きを！

	必要な手続き	申請窓口
20歳になったとき	厚生年金や共済組合に加入していない方や学生は、加入手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
会社などを退職したとき	厚生年金等に加入していた方が、退職したときは第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者の扶養(第3号被保険者)になったとき	厚生年金等に加入している配偶者の扶養(第3号被保険者)になったときは、健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合
配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったとき	収入が増えたり、離婚等により配偶者の扶養(第3号被保険者)でなくなったときは、第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が退職したとき	厚生年金等に加入していた配偶者が退職したときは、扶養されていた方(第3号被保険者)も第1号被保険者への変更手続きが必要です。	市役所国保年金課 または 各市民センター
配偶者が転職したとき	引き続き配偶者の扶養(第3号被保険者)になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合へ届出することになります。	配偶者の勤務先の会社 または 共済組合

第1号被保険者
自営業・学生・農林業
・フリーター・無職の人など。

第2号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など。

第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている妻または夫。

老齢基礎年金等の請求の手続き・相談

・国民年金第2号、第3号被保険者期間がなく、第1号被保険者期間のみで受給権のある方の老齢基礎年金	市役所国保年金課 または 各市民センター
・国民年金第1号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	市役所国保年金課
・国民年金第3号被保険者期間のある方、厚生年金等に加入していた期間のある方(退職時に精算した方も含む)の老齢基礎年金 ・国民年金第3号被保険者期間に初診日のある方の障害基礎年金	八王子社会保険事務所 または 町田年金相談センター (下図参照)

すべての年金は、受け取れる資格があっても、本人の請求がなければ支給されません。

保険料の納付方法は

平成16年度の保険料額は定額で、1か月1万3300円です。国民年金保険料納付案内書(納付書)を使って、最寄りの金融機関・郵便局等で納めて下さい。市役所や各市民センターの窓口では納めることができませんし、納付書の発行もできません。納付書を紛失してしまった際には、八王子社会保険事務所にお問い合わせ下さい。

また、口座振替をご希望の場合は、直接、金融機関・郵便局等で、手続きをして下さい。こちらのお問い合わせも八王子社会保険事務所まで。

問八王子社会保険事務所 ☎0426・26・3511

上溝夏祭り



相模原市

上溝駅前の商店街通りで行われるこの祭りは、郷土に古くから伝わる御輿が各町内から商店街通りに集まります。夜には歩行者天国となり、御輿23基や山車7台が街を勇壮にねり歩き、観客をまつり気分に酔わせてくれます。



日時 7月24日(土)午後6時～9時(宵宮)
25日(日)午後3時～10時(本宮)

会場 上溝商店街通り

交通案内

- ・JR横浜線相模原・淵野辺駅から、上溝駅行きバスで、上溝駅下車
- ・JR相模線上溝駅下車

問相模原市商業観光課 ☎769・8236

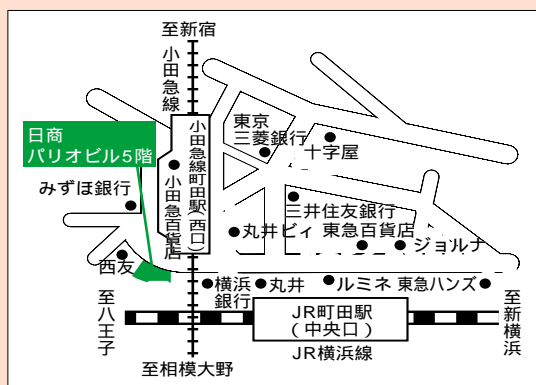
年金手帳をなくしてしまったら

再交付することができます。ただし、被保険者の種類により手続き先が異なりますのでご注意ください。

第1号被保険者	市役所国保年金課 または各市民センター
第2号被保険者	勤務先の会社等
第3号被保険者	配偶者の勤務先の会社等

町田年金相談センター

〒194-0022
町田市森野1-15-13 日商パリオビル5階
受付時間：平日の午前9時15分から午後4時まで



年金相談センターの業務内容

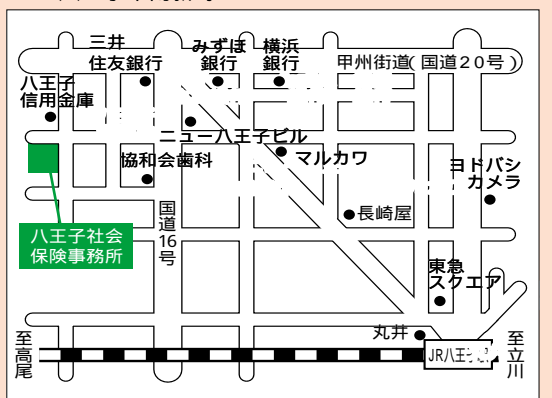
厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者あて通知の再発行等

年金の加入記録を確認するには

ご自身の年金の加入記録を確認したい場合には、年金手帳を持参して町田年金相談センターを直接訪ねるか、八王子社会保険事務所にお問い合わせをして下さい。

八王子社会保険事務所

〒194-0075
八王子市南新町4-1 ☎0426・26・3511



社会保険事務所の業務内容

保険料の収納、納付書の再発行、厚生年金・国民年金に関する受給相談、請求手続き、加入記録の確認、年金額の試算、年金受給者あて通知の再発行等

必要なときに必要な手続きを
あなたの暮らしを支える

国民年金

私たちは、誰でも必ず年をとります。また、病気やけがで障がいを負ってしまうこともあるかもしれません。

年金制度は、高齢や障がいによって働けなくなったり、働き手を失ったときに所得保証を行う仕組みで、世代と世代を支え合う制度です。

そのうち、国民年金は、自営業者・自由業者や20歳以上の学生などが加入し、一人ひとりが共通の基礎年金を受けられるように国が運営しています。

問国保年金課国民年金係 ☎724・2127

保険料免除制度があります

前年の所得(収入)が少なく(一定の基準があります)、保険料を納めるのが困難なときには、保険料免除制度があります。

免除には保険料の全額免除と半額免除制度があります。

申請は国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。認め印と年金手帳をお持ちの上おいで下さい(平成16年1月2日以降に町田市へ転入した方は、前年所得の確認できる書類も必要です)。

承認されると、年金の受給資格期間に計算されます。ただし、半額免除の承認を受けた期間は、半額保険料を納付しない限り未納期間となりますのでご注意ください。

なお、老齢基礎年金額に関しては、全額免除承認期間は保険料を全額納めた場合の3分の1、半額免除承認期間は全額納めた場合の3分の2として計算されます。

また、平成15年度の免除が承認された方は平成16年6月分までが対象となります。今後も免除を希望される方は、再度申請が必要です。申請のあった月の前月分から免除対象期間となりますので、お早めに申請をお願いします。

学生納付特例制度があります

大学、専門学校等の学生で本人の前年中の所得が68万円(年収約133万円)以下の場合、申請して承認されれば保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

申請は、市役所国保年金課もしくはお近くの市民センターで手続きできます。学生証または在学証明書と認め印をお持ち下さい。郵送でも受け付けています。郵送の場合は、学生証の写しか在学証明書を記入済の申請書と同封し、国保年金課国民年金係までお送り下さい。申請書は町田市ホームページからもダウンロードできます。

学生納付特例の承認期間は、受給資格期間に含まれますが、受給額には反映しません。ただし、承認されて10年以内であればさかのぼって納めることができます。

なお、学生とは、学校教育法に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の学生をいい、海外の大学は除きます。

また、平成15年度の納付特例が承認された方で、16年度も納付特例を希望される方は、再度申請が必要となっていますので、お早めに申請して下さい。

特例は申請のあった月の前月分から承認され、承認されない期間は保険料を納めなくてはならない期間になります。申請忘れのないよう、ご注意ください。